

青森県報

第五百七十三号

令和五年
二月十三日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
 - 右 同……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 潜水調査業務の競争入札参加資格……………(水産振興課) ……二
 - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……七
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……八
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……八
(県民局)

告 示

青森県告示第五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	所在地	
東洋シルバースervice株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	訪問看護	訪問看護ステーション	弘前市大字駅前町一〇の六	弘前市大字駅前町一〇の六	令和四・八・一
東洋シルバースervice株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	訪問入浴介護	訪問入浴サービスセンター	弘前市大字駅前町一〇の六	弘前市大字駅前町一〇の六	〃
東洋シルバースervice株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	地域密着型通所介護	エコール訪問看護センター	弘前市大字駅前町一〇の六	弘前市大字駅前町一〇の六	〃

青森県告示第五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
東洋シルバースervice株式会社	青森市中佃三丁目七の二三	エコール居宅介護支援センター	弘前市大字駅前町一〇の六	令和四・八・一

青森県告示六十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	東洋シルバース株式会社	東洋シルバース株式会社	東洋シルバース株式会社
	主たる事務所の所在地	青森市中佃三丁目七の二三	青森市中佃三丁目七の二三	青森市中佃三丁目七の二三
居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	地域密着型通所介護	訪問入浴介護	訪問看護
	名称	エコールデザインセンター	エコール訪問入浴センター	エコール訪問看護ステーション
廃止年月日	所在地	弘前市大字駅前町一〇の六	弘前市大字駅前町一〇の六	弘前市大字駅前町一〇の六
		〃	〃	令和四・八・一

青森県告示第六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名称	東洋シルバース株式会社	名称	エコール居宅介護支援センター
	主たる事務所の所在地	青森市中佃三丁目七の二三	所在地	弘前市大字駅前町一〇の六
廃止年月日		〃		令和四・八・一

青森県告示第六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	田澤 俊幸
勤務する病院等	黒石市国民健康保険黒石病院
診療科目	黒石市北美町一丁目七〇（消化器外科・外科（直腸機能障害））
指定期間	令和五・三・一

青森県告示第六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が令和五年六月一日から令和七年五月三十一日までの間において、潜水調査業務（水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。）の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合

合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- 1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- 2 三に規定する潜水業者資格審査申請書（添付書類を含む。）の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- 3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、令和五年四月一日から同月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 1 会社概要（第二号様式）
- 2 経営規模総括表（第三号様式）
- 3 潜水調査等実績調査書（直前二年分）（第四号様式）
- 4 潜水技術者等経歴書（第五号様式）
- 5 潜水器具・装置の設備状況（第六号様式）
- 6 貸借対照表（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 7 損益計算書（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 8 申請者の登記事項証明書等
- 9 納税証明書（次に掲げる税目について、未納及び滞納がないことの証明）

(一) 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税

(二) 個人事業者の場合

消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から令和七年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

青 森 県 知 事

展 受

年 月 日

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

第2号様式

会 社 概 要

1 商 号

2 所 在 地

3 設 立

4 資 本 金

5 営 業 種 目

第7号様式

年 月 日

青 森 県 知 事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので

次のとおり営業を 休止・廃止 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 記載事項変更

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 休業年月日 年 月 日

青森県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、おいらせ都市計画下水道事業おいらせ町公共下水道の事業計画の変更を令和五年二月二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

おいらせ町

二 都市計画事業の種類

おいらせ都市計画下水道事業おいらせ町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年九月九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年五月三十日青森県告示第四百十三号）の事業地に上北郡おいらせ町秋堂、明土、瀬野、川端、木崎、黒坂谷地、三本木、境田、西下谷地、西下川原、染屋、丈の端、立蛇、土取、苗振谷地、中谷地、中平下長根山、中下田、菜飯、馳下り、沼小屋、間木、西前川原、向川原、牛込平、上明堂、上前田、下前田、下屋敷、新助川原、新田、堤田、千刈田、沼端、東後谷地、東下川原、東下谷地、東前川原、一川目一丁目、一川目二丁目、一川目三丁目、一川目四丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、二川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目、堀ノ内、松原一丁目、松原二丁目、洋光台三丁目、洋光台五丁目、向坂地内において事業地を変更し、赤田前、洗平、阿光坊、神明前、館越、新敷、瓢、南下田を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年五月三十日青森県告示第四百十三号）の事業地に上北郡おいらせ町秋堂、明土、瀬野、川端、木崎、黒坂谷地、三本木、境田、西下谷地、西下川原、染屋、丈の端、立蛇、土取、苗振谷地、中谷地、中平下長根山、中下田、菜飯、馳下り、沼小屋、間木、西前川原、向川原、牛込平、上明堂、上前田、下前田、下屋敷、新助川原、新田、堤田、千刈田、沼端、東後谷地、東下川原、東下谷地、東前川原、一川目一丁目、一川目二丁目、一川目三丁目、一川目四丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、二川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目、堀ノ内、松原一丁目、松原二丁目、洋光台三丁目、洋光台五丁目、向坂地内において事業地を変更し、赤田前、洗平、阿光坊、神明前、館越、新敷、瓢、南下田を加える。

青森県告示第六十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

株式会社みちのく銀行国道支店 青森市橋本一丁目

を

株式会社みちのく銀行国道支店 青森市勝田一丁目

に改める。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位置	延長	幅員	指定年月日
上北郡東北町大字大浦字明堂向一〇六の三八四及び一〇六の三八四地先	六・〇〇メートル	六・〇〇メートル	令和五・二・三

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円